

令和 8 度 第 1 回 焼津市 青少年問題協議会 会議録

1 日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木）午前 10 時～11 時 36 分

2 会 場 焼津市役所 1 階大会議室 1 B

3 次 第

（1）開会

（2）委嘱状交付

（3）会長あいさつ

（4）副会長選出

（5）会議録署名人指名

（6）議事

ア 報告事項 令和 7 年度青少年健全育成の取組について

（ア）焼津警察署管内の青少年の状況

（イ）青少年健全育成の取組

（ウ）街頭補導、教育相談の状況

（エ）小中学校の状況

（オ）高等学校の状況

イ 協議事項 令和 8 年度青少年健全育成の活動について

（ア）青少年にとって安心・安全な環境づくり

a 青少年健全育成の活動

b 子ども見守り隊の活動

c デジタルを活用した地域見守りサービス

（イ）情報教育の推進

（7）その他 最近の交通事故などの状況について

（8）閉会

4 出席者

会 長 中野弘道（市長）

委 員（20人）

内田修司（市議会）、鈴木俊範（焼津警察署長）、羽田明夫（教育長）、村上敏行（自治会連合会）、長野朋子（民生委員児童委員協議会）、服部正宏（社会福祉協議会）、大石壮吾（社会教育委員）、澤崎洋太（青年会議所）、北上明宏（焼津地区保護司会）、沼里智彦（高等学校校長会）、加茂謙二（校長会）、新村弘道（校長会）、外山新也（静岡県立焼津青少年の家）、大石哲也（焼津公共職業安定所）、北畠正彦（PTA連絡協議会）、鈴木希（子ども会連合会）、諸田洋之（焼津ロータリークラブ）、並木美紀（焼津ライオンズクラブ）、中島篤（焼津南ロータリークラブ）、小城茂子（焼津市ボーイスカウト・ガールスカウト協議会）

幹 事（7人）

鍋田将斗（焼津警察署生活安全課長）、猪山修一（校長会）、久野徳也（PTA連絡協議会）、高田信太郎（補導員幹事会）、小林敏之（スポーツ推進委員会）、福田陽子（教育部学校教育課長）、進藤敬（市民環境部くらし安全課長）

その他（1人：報告者）

松本一成（焼津警察署交通課長）

事務局（9人）

嶋美津子（学校福祉部長）、山田宗則（学校福祉部子ども支援課長）、中村裕美子（学校福祉部子ども支援課主席指導主事）、河合玄哉（学校福祉部子ども支援課指導主事）、早川隆之（企画部スマートシティ課長）、守屋綾子（学校福祉部子ども支援課児童生徒支援担当係長兼青少年教育相談センター所長）、梅田凌佑（学校福祉部家庭支援課家庭支援担当主任主事兼青少年教育相談センター主任主事）、石上睦晃（学校福祉部子ども支援課児童生徒支援担当主任兼青少年教育相談センター主任）、増田達一（学校福祉部子ども支援課青少年教育相談センター相談員）

5 欠席者

委 員（4人）

村松幸昌（市議会議長）、平井愛次（自治会連合会）、木下寿恵（静岡福祉大学）、小西雅紀（静岡県飲食業生活衛生同業組合焼津支部）

6 内 容

【委嘱状交付】

委員及び幹事へ委嘱状及び辞令の交付を行った。

【会長あいさつ】

中野会長から開会あいさつを行った。

【会議録署名人】

服部正宏委員、大石哲也委員を指名

【議事】

報告事項

○中野弘道会長

報告事項「令和7年度青少年健全育成の取組について」を議題とします。

はじめに、本年4月に焼津警察署の署長に御着任されました、鈴木署長より御挨拶をいただき、その後、焼津警察署管内の青少年の状況について、焼津警察署生活安全課長の鍋田幹事より御説明をしていただきたいと思います。

○鈴木俊範署長あいさつ

ア（ア）焼津警察署管内の青少年の状況

○鍋田将斗幹事

私からは令和7年中の焼津市内の青少年の状況について、説明させていただきます。

令和7年中の少年検挙補導状況につきましては、全体で27名が検挙されており、前年に比べて12人増加しております。罪種別につきましては、窃盗が12件と約半数を占めており、次いで暴行・傷害等の粗暴犯が10件、その他、恐喝・脅迫や占有離脱物横領などで検挙されております。また学識別に見ますと、学生・生徒が18人、有職少年が8人、無職少年が1人となっております。学生・生徒の内訳につきましては高校生が9人、中学生が6人、小学生が2人、その他が1人というところでして、高校生や中学生の非行化が顕著になっているという現状にあります。

最近では、匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウと呼ばれる犯罪グループがSNSなどで繋がっており、特殊詐欺や強盗、侵入・窃盗などの凶悪事件に関与してしまう少年たちが、そういったところと繋がって関与してしまうというようなケースが全国的にも急増しており、中には途中で犯罪に気づいたものの、個人情報や自分の顔、そういったものを相手に知られてしまっていることを理由に脅され、拒否できなくそのまま犯罪を敢行した、こういったケースもあったというふう聞いております。ここ焼津でもいつ同種事案が発生してもおかしくないという現状にありまして、引き続き危機意識、危機管理をもって、検挙活動と両輪で防犯活動・広報啓発活動を推進していく所存であります。

続きまして2つ目の項目になります。令和7年中の不良行為補導状況について説明いたします。令和7年中に不良行為で補導された少年は全体で192人、前年と比べまして128人減少しております。主な不良行為の内容としましては、深夜徘徊、喫煙、これが大多数になっております。学識別に見ますと学生・生徒が119人、有職少年が53人、無職少年が20人となりまして、学生の内訳を見ましても、高校生が87名とほとんどになっており、ついで中学生が15人、大学生が8人、小学生が1人というような状況となっております。

先ほどの全体の件数で見ますと、補導件数が大きく減少している傾向にあるため、それを受けて非行化がある程度抑えられているのかと考えてしまうケースもあると思いますが、実はそうではなくて、いわゆる非行化がどんどん潜在化しているところになります。その内容につきましては、SNSの利用によりネット環境やアプリを通じて犯罪に加担をしている、そういったものにシフトしてしまっているというところが、情勢で大きく見られることから、決して安心できるものではないと警察では考えています。

最後に、青少年被害に係る事件対応のケース紹介につきまして、詳細は控えますが概略を説明させていただきます。児童の家族から子どもが昨日から自宅に帰ってこないという行方不明の届け出を受理し、各種捜査を実施した結果、焼津市外で成人と一緒にいるところを発見しまして、その成人につきましては未成年者誘拐ということで逮捕いたしました。

また、行方不明となっていた児童の安全が確認できたため、その場で保護しまして、最終的には児童相談所へ通告をしたというケースがございました。

こうした児童の行方不明事案のケースでは、児童自身の特性やその児童に関する家庭環境に問題があるケースも当然あるとは思いますが、潜在的にはSNSやスマホアプリ、こういったもので成人と簡単に繋がれてしまう、やりとりができてしまうというところが存在しております。その成人から言葉巧みに児童が誘引されて、最終的には家出をさせるといった手口が多く見受けられているように思います。

こうした事案を含め、児童が各種犯罪に巻き込まれないためにも、児童に対するSNSやスマホアプリの使用方法、また闇バイトの危険性などにつきまして、学校での防犯講話や市内での街頭活動等を通じて、引き続き児童やその保護者の皆様に対する注意喚起や広報啓発活動を継続して行きたいと考えております。

最後に、本日チラシを1枚配らしていただいております。『「知らなかった」で後悔しない。大切な人を、守る』。これは今年度、焼津地区防犯協会が新たに公式のSNSを立ち上げました。X、スレズ、インスタグラムの3種類になりますけれども、いわゆるSNSを活用した情報発信ということで、防犯関連を中心とした情報をほぼ毎日配信している形で活動させていただいております。このチラシの右下のQRコードを3つ載せてありますので、ここを読み取っていただければ、焼津地区防犯協会の公式アカウントにそのままとびますので、ここでぜひとも情報の収集をしていただければと思います。また多くのフォローをしていただきたいと考えておりますので、ぜひ持ち帰っていただいて、周りの方々に広めていただければと思いますので、重ねてよろしくお願い致します。

以上で説明とさせていただきます。

○中野弘道会長

続きまして、青少年健全育成の取組、並びに街頭補導、教育相談の状況について、事務局より説明をお願いします。

(イ) 青少年健全育成の取組

○守屋綾子子ども支援課児童生徒支援担当係長兼青少年教育相談センター所長

令和7年度青少年健全育成の取組について、御説明させていただきます。

令和7年度の活動としまして、6月24日、第1回焼津市青少年問題協議会を開催しました。続いて、7月は、国・県の「青少年の被害・非行防止強調月間」に合わせて、「夏に青少年をまもり育てる運動」の一環として、7月1日から31日の1か月間 大井川庁舎において懸垂幕、「町ぐるみ みんなの力で 非行の防止」を掲揚しました。また、本庁舎2階のデジタルサイネージで、強調月間の広報と青少年声掛け運動の参加者の募集広告を放映しました。

また、7月8日に市内3店舗にて、青少年非行防止街頭キャンペーンを実施いたしました。参加していただいた委員・幹事の皆様、ご協力ありがとうございました。

戻りまして、7月2日、イオン焼津店で「20歳未満喫煙防止啓発キャンペーン」を実施いたしました。7月4日には、焼津市青少年健全育成市民会議を開催し、事業計画等につきまして承認をいただきました。7月7日には、焼津市子ども・若者支援地域協議会の代表者による会議を開催いたしました。

令和7年度の県内一斉夏季少年補導及び立入調査ですが、7月18日に市内10地区で実施いたしました。

次に、焼津市明るい街づくり推進事業として、9月から11月にかけて市内12地区で、「明るい街づくり市民大会」を開催し、多くの市民の皆さまに御参加いただきました。

12月19日には、県内一斉 冬季少年補導を市内10地区で実施いたしました。

年が変わって、2月9日に焼津市子ども・若者支援地域協議会の実務者による会議を開催し、情報交換をいたしました。

2月13日には、第2回焼津市青少年問題協議会を開催し、令和7年度の活動実績について報告するとともに、令和8年度の活動方針について、ご協議をいただきました。

なお、通年の活動として、街頭補導と青少年教育相談を実施しております。

以上、令和7年度青少年健全育成の取組について、説明とさせていただきます。

(ウ) 街頭補導、教育相談の状況

○梅田凌佑家庭支援課家庭支援担当主任主事兼青少年教育相談センター主任主事

令和7年度街頭補導の実施状況について、報告いたします。

街頭補導活動につきましては、地区補導活動と一斉補導活動を実施しています。

地区補導活動では、自治会や子ども会、PTA、小中学校より推薦された117人の補導員が市内10地区に分かれ、小中学校周辺や公園、コンビニエンスストア、大型店舗等の巡回を実施しました。活動は、1班3人から5人体制で、各地区月3回から4回程度の巡回をしております。時間帯は平日19時から21時までで、活動の内容は声掛けによる補導が中心であり、主に青少年への早期帰宅や無灯火自転車への指導を行いました。

一斉補導活動は、県下一斉少年補導にあわせ、補導員、焼津警察署警察官、焼津警察署少年ボランティア連絡会、市職員が合同で、夏と冬の2回実施しました。

令和7年度の補導実施回数は317回、参加者数は1,152人、補導人数・声掛け件数は956人でした。うち941人は、公園やコンビニエンスストア、ゲームセンター、大型店舗などで見かけた子ども達に対して、「早く帰宅するように」や「気を付けてね」といった温かい声掛けを行ったものです。

学識別内訳ですが、小学生が120人、中学生が135人、高校生が667人、その他の学生が20人、有職少年が10人、学識別不明の青少年が4人でした。

地区別の内訳では多い順で、大井川地区が464人、全体の48.5%、焼津西地区で191人、全体の20.0%、豊田地区が125人、全体の13.1%となっています。大井川地区はグランリバー周辺や清流館高校前のコンビニエンスストア、焼津西地区はバスケットコートやゲームセンター、豊田地区は清見田公園及び小屋敷公園での声掛けが多い状況ですが、いずれも非行や問題行動が多いというわけではありません。

補導実績、青少年の状況につきましては、特に大きな問題もなく、大変良い傾向にあると考えられます。

環境浄化活動につきましては、有害情報の氾濫や深夜営業の店など、青少年を取り巻く環境について、7月に店舗立入調査を行いました。これらの店舗につきましては、街頭補導時に立ち寄り、見回りをするとともに、立入調査や環境実態調査の際に、店舗に対し、県青少年環境整備条例に基づく適正な陳列や販売についてお願いをし、青少年を取り巻く社会環境の醸成に努めました。

なお、毎年12月に実施しておりますが、青少年を取り巻く社会環境の実態調査につきましては、隔年実施となったため、令和7年度は実施しませんでした。

以上で、街頭補導の実施状況についての説明とさせていただきます。

○増田達一青少年教育相談センター相談員

令和7年度の相談活動について、報告をさせていただきます。

令和7年度の当センターでの相談対応回数は170回でした。令和6年度は382回でしたので、大幅な減少になってはいますが、これは特定の成人2名による相談が減少したことが主な要因だと捉えています。

相談方法では、電話による相談が73%、面談が16%、メールによる相談が11%となっています。メールによる相談対応の割合は多くはないですが、耳の不自由な方からの相談、それから学生からの相談がありました。学生の場合は、当センターの開所時間が学校生活と重なっているため、夜間でも利用できるメール相談が役立っていると捉えています。

問題別の対応回数ですが、令和6年度に比べると、先ほども申しました2名の成人からの「性格・情緒」に関する継続的な相談が大幅に減少しましたが、やはり令和7年度も「性格・情緒」に関する相談が最も多く、次いで「性・異性の問題」となりました。「性・異性」の問題については、高校生からの継続的な相談を受けていたことが多くなった原因となっています。

「不登校」にかかる対応は13回でした。令和6年度に比べると7回減少しています。これは、各学校で心の教室、スクールカウンセラー、あるいは担任、生徒指導主任、そういった方々が活躍しているその影響が大きいかと思います。減っているというのはとてもよいことではないかと捉えています。保護者の了解を得ることができれば、対象者の所属校や関係機関と連絡を取りながら対応にあたっています。

「いじめ」に関しては、メールによる相談がありました。保護者からの要望もあって、所属校と保護者との橋渡しを行いました。各学校における未然防止や早期対応等の多層的な取り組みが着実に進められていることで、「いじめ」に関しての相談は近年少ない数で推移しています。引き続き学校を始めとした関係機関と連携をしながら対応していきます。

3番の相談者別の状況ですが、令和7年度に関しても、「本人」からの相談が多数を占めました。先ほども申しましたが、特定の成人2名からの相談は減少しましたが、高校生1名からは継続的な相談を受けていました。

4番の相談対象者ですが、令和7年度に関しては、高校生に関わる対応回数が大幅に増加しました。令和6年度は33回でしたが、令和7年度は80回と2倍以上となってしまいました。また、18歳を超えた高校生以外のいわゆる新しい成人年齢の方々の家族からの相談もあります。ただ、対象者が成人になっているため、当センターからの提案の内容や提案の仕方には難しさを感じています。

5番の相談者の実数については、お手元の資料をご覧ください。

まとめですが、相談のほとんどは電話と面接によるものです。電話や面接の場合、その時、その場での瞬時の回答が必要となり、私たち相談員の対応力の向上がさらに必要だと考えています。メール相談については、数は少ないのですが、先ほども申しましたが、耳の不自由な方からの相談、それから当センターの時間外に相談をしたい場合、そういった時に役立っていると捉えています。

当センターへの相談により、問題や相談者の悩みがすぐに解決・解消されることはほとんどないと言ってよいと思っています。しかし、当センターが相談者と学校、あるいは相談者と関係機関等を繋ぐことで解決に向けての一步を踏み出せるのではないかと考えています。

相談者をどことどのように繋いで行くかというコーディネート力をさらに向上させていく必要も感じています。

繰り返しになりますが、特に18歳を超える対象者を繋ぐ機関については、さらに多くの情報を集めて行く必要を強く感じています。青少年本人にとっても家族にとっても様々なことで悩む場面は必ずあるはずだと思います。そういった時に相談できる場所の一つとして、当センターが役立てばよいと考えています。以上です。

(エ) 小中学校の状況

○新村弘道委員

令和7年度市内小中学校の状況について、不登校の現状と市内の取り組みを中心にお伝えさせていただきます。

初めに1番、不登校児童生徒の現状につきましては、全国的にも増加しており、令和6年度は35万人を超えているということでした。

そのような中、昨年度の焼津市内の不登校児童生徒について把握した事実の表から分かるように、小中学校ともに11番の「やる気が出ない」、12番の「不安・抑うつ」の割合が高く、心理的な負担や意欲の低下が共通して見られます。また、小学校では、8番の「親子の関わり方」の割合が比較的高く、中学校では4番の「学業不振」や、2番の「友人関係」の割合が小学校より高くなっています。その他にも9番の「生活リズム」については、小中学校ともに一定数あり、家庭との連携を含めた継続的な支援が必要と考えます。

次に2番、令和7年度の取組について報告します。

不登校の要因やきっかけは、個々の児童生徒の状況によって様々であるため、各学校では、学校内の職員だけでなく、市教育委員会や専門機関と連携し、この問題に対応し、「未然防止・早期対応」に取り組んでいます。

市教育委員会の学校福祉部は、指導主事、支援員、心理士、保健師等、多くの職員で学校と情報共有しながら、相談業務に加え、福祉的な面からも支援を行っています。

各学校に一人いるスクールカウンセラーは、小中連携を図りながら活動しており、スクールソーシャルワーカーは、様々なケースのアセスメントとプランニングを行い、適切な関係機関につなげています。

市内全ての小・中学校にある、「心の教室」と呼ばれる校内教育支援センターでは、市で任用した相談員が全学校に配置され、心に悩みやストレスを抱えた児童生徒、教室に入れないかったり少し気持ちを落ち着かせたいというような児童生徒に対し、自分でやりたいことを見つけて取り組ませるような個別支援や学習等の支援を行っています。

市内3カ所にある「教育支援センター」、焼津チャレンジ、大井川チャレンジ、東益津チャレンジでは、それぞれの特色を生かしながら、学校に足が向かない児童生徒の居場所として、社会的自立を図るための支援を行っています。また、焼津チャレンジ教室には、市のスクールカウンセラーが配置され、児童生徒、保護者のカウンセリングや教育相談を行っています。

不登校傾向の児童生徒の保護者を対象とする「焼津市親の会」が、毎月1回開催され、保護者同士が情報交換や話をする中で、それぞれの不安の解消や、安定した子育てにつながっています。以上です。

○中野弘道会長

小・中学校の状況について、南小学校の新村委員にお伺いをさせていただきました。

続きまして、高校の状況について焼津水産高等学校校長の沼里委員お願いします。

(オ) 高等学校の取組について

○沼里智彦委員

高等学校の状況につきましては、志榛地区の生徒指導主事の専門部会の報告に基づいて作成していることを御理解いただきたいと思います。

まず、高校生の現状としまして、1番の(1)一般的な非行ですけれども、当該地域における非行の内容としては、喫煙等の法に抵触する行為、こういったものは近年減少傾向にあったのですが、昨年ぐらいから一転して増加傾向になってきております。

一方で、闇バイトなどの社会問題となっているような、重要事案については、現時点では

報告されておりましたが、引き続き危機感を持って指導に当たる必要性を感じております。

また、4月から自転車に青切符制度が導入されるということで、各学校では年度末から年度当初にかけてルール改正の周知と、交通マナーの指導を行ってまいりました。今後交通違反等が減少に繋がるか、その推移を注目しているところでございます。

続きましていじめ関係ですけれども、いじめに関してはやはりSNS、これが関連する誹謗中傷など、こういった指導においては非常に困難を極めております。各学校の取り組みとしては、定期的にアンケート調査、実態調査等を実施して、早期発見早期対応に努めております。そのため、いわゆる認知件数が増加をしている状況でございます。

続いて不登校の状況ですけれども、こちらについても、先ほど小中学校の状況でもお話がありましたが、高校においては義務教育時代に不登校を経験した生徒、これは校種や学力層に関係なく増加をしている傾向にございます。また、全日制の高校においては、入学後に不適応を起こしたり、出席日数、こういったものが足りなくなってしまうたりして、進級が難しくなった一定数の生徒については、通信制の高校に転学するケースが多く見られます。

なお、起立性障害ですとか学習障害、不安症や適応障害、こういった特性を抱える特別な支援を必要とする生徒が増加しておりますので、こちらの対応についてはスクールカウンセラー等の増員、また、外部の専門的な機関との連携、こういったものを強くしております。

続きまして2番目ですけれども、健全育成の取組について話をさせていただきます。

先ほども問題行動の元凶というところで、SNSが絡むトラブルへの対応、これがやはり大きな課題です。現状としましては、ほぼ全ての高校生がスマートフォン等を所有しております。こういった中で問題行動への対応という中では、安易な書き込みですとか、他人を誹謗中傷する、個人が特定できる写真の投稿等が目立っております。規範意識の向上、ここが一番の課題と思っています。

なお盗撮ですとか、不適切画像の拡散、また闇バイトや特殊詐欺等の重大な犯罪に巻き込まれるケース、これが懸念されておりますが、一方では高校生が被害者だけではなくて加害者になる危険性、こういったものもございますので、SNSに潜む危険や情報リテラシー等、こちらについては、外部人材を活用した講演等を積極的に実施し、外部また家庭と連携した啓発的な指導を粘り強く継続しております。

2番目に相談体制、支援作りですけれども、高校においては各校に教育相談室が設置されております。

養護教諭を中心に、特別支援コーディネーターとか、スクールカウンセラーによる相談支援体制を整えております。ただし、先ほども話をした通り、特別な支援や合理的配慮を必要とする生徒は、年々増加しておりますので、教員だけの対応ではレベルを超えており、外部の専門機関との連携強化の必要性は年々高まっております。

3つ目に生徒指導の意識改革ということですが、高校の教育現場においては、問題が起きてから対処するような対処指導から、問題を起こす前に予防的指導、こういった指導の充実に努めております。

また、数年前に生徒指導提要が改定をされておりますので、その趣旨に基づいて発達段階や困難さ、また課題を抱える生徒に対する適切な支援、また指導ができるように各学校でも研修等を充実させております。

3番の課題ですとか懸念事項については、記載の通りとさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○中野弘道会長

ありがとうございました。

これまでの報告等につきまして、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願い申し上げます。いかがでしょうか。

【質疑】

(意見等なし)

○中野弘道会長

それでは、ないようでございますので、報告事項令和7年度関係の青少年健全育成の取組について、御承認をいただける方は拍手をお願いします。

(各委員拍手)

○中野弘道会長

ありがとうございます。それでは承認ということで進めさせていただきます。

次に協議事項に入ります。「令和8年度の青少年健全育成の活動について」を議題とさせていただきます。

青少年にとって安心・安全な環境づくり、並びに情報教育の推進について、事務局より御説明をお願いします。

協議事項

令和8年度青少年健全育成の活動について

(ア) 青少年にとって安心・安全な環境づくり

○守屋綾子子ども支援課児童生徒支援担当係長兼青少年教育相談センター所長

青少年にとって安心・安全な環境づくりの(ア) 青少年健全育成の活動について、御説明いたします。

生きがい・交流政策課と子ども支援課の活動内容となっておりますが、生きがい・交流政策課は、昨年度までのスマイルライフ推進課の名称が変更になったものです。

はじめに各種会議の開催についてですが、青少年問題協議会は本日が第1回目、来年2月2日に第2回目を予定しております。

次に青少年の健全育成に関する地域活動等を推進している「焼津市青少年健全育成市民会議」は、生きがい・交流政策課の主催により6月30日に開催し、今年度の事業計画等を決定いたします。

次に7月ですが7月は毎年、国・県が「青少年の被害・非行防止強調月間」としていることから、これに合わせて「夏に青少年をまもり育てる運動」の一環として、7月の1か月間、大井川庁舎に懸垂幕の掲揚、本庁舎1階と2階の情報表示モニターを利用して情報発信を実施する予定です。街頭キャンペーンについては、委員・幹事の皆様と焼津警察署の皆様の御協力により、7月7日火曜日に実施を予定しております。実施予定日まで日があまりないことから、本日の協議会に先んじて、通知を送らせていただきました。御容赦くださいますようお願い申し上げます。

戻りまして、7月1日には、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を実施するために「焼津市子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議を開催し、関係機関との情報交換や連携を図ってまいります。

7月15日には、イオン焼津店で「20歳未満喫煙防止啓発キャンペーン」を実施する予定です。

今年度の県内一斉少年補導ですが、夏季を7月17日、冬季を12月18日のいずれも金曜日、午後7時から9時までの間で予定しております。夏季には立入調査を実施し、冬季には社会環境実態調査を実施する予定です。この社会環境実態調査というのは、青少年にとって有害な施設等がないかといった実態調査で、2年に1度実施するものです。

9月から11月にかけては、市内13地区で「明るい街づくり推進事業」の実施を予定しています。

年が変わりまして2月10日に「焼津市子ども・若者支援地域協議会」の実務者会議を開催します。実務者レベルでの情報交換や連携を図ってまいります。

その他通年の活動として、街頭補導活動と青少年教育相談を引き続き実施してまいります。街頭補導は、青少年の健やかな成長を支援する活動として、声掛け等を中心に各地区で行います。以上、令和8年度青少年健全育成の活動についての説明とさせていただきます。

○河合玄哉子ども支援課指導主事

子ども見守り隊の活動について説明させていただきます。

焼津市では、登下校時の巡回・警備等に従事する学校安全ボランティアのことを「子ども見守り隊」と呼んでおります。

資料の10ページに小学校区の、11ページに中学校区の、今年度の見守り隊の活動予定がありますので御覧ください。

各校区の見守り隊は、地域の実態に応じてそれぞれの活動を行っていますが、いずれもボランティアとしてお力添えをいただいております。活動内容につきましては、学校ごとに、学校と見守り隊の方々との情報交換を実施し、より現状に適した活動になるよう改善が行われております。例えば、交通事情等の変化に伴う危険箇所への対応、学校やPTA、地域の方々の連携体制の見直し等です。

不審者の対応につきましても、子ども見守り隊、教職員、警察、地域安全推進委員会の方々の下校時の巡回等が抑止力となっております。多くの大人が子どもたちのために御尽力いただいていることに感謝いたします。

学校から教育委員会に報告のあった不審者情報は、令和4年度は15件、令和5年度は16件、令和6年度は13件で、令和7年度は18件でした。特定の月に集中するというより、散発的に発生している状況にあります。特に令和7年度は6月、12月に報告が集中しました。

発生状況の特徴として、小学生に対する不審者情報が6件、中学生に対する不審者情報が12件でした。令和7年度、児童生徒が1人有的时候に不審者に遭遇した件数は、14件でした。登下校時はできるだけ複数で行動すること、もし不審者に遭遇したらすぐに110番通報することを指導するとともに、危険予知や自己防衛の方法について「いかのおすし」を合言葉に、これからも継続して指導をしてまいります。

今後も、教育委員会では、「多くの人の目が行き届くことが、子どもたちを巻き込む犯罪や事故の防止につながる」という考え方に基づいて、引き続き、子ども見守り隊をはじめ、地域ぐるみの学校安全体制の整備に努めてまいります。

○守屋綾子子ども支援課児童生徒支援担当係長兼青少年教育相談センター所長

デジタルを活用した地域見守りサービスについて、御説明いたします。

焼津市では令和8年度、デジタル技術を活用した新たな子ども見守りサービスの導入を予定しております。この子ども見守りサービスの詳細につきまして、企画部スマートシティ課長の早川より御説明いたします。

○早川隆之スマートシティ課長

焼津市では、これまでも関係機関や地域の皆様のご協力のもと、子どもの見守り活動を実施してまいりました。

これにつきましては、本日の会議の報告にもありましたとおり、地域の様々な主体の皆様が、青少年健全育成の取組、あるいは子どもの見守りの取組を、日頃から実施していただいているところでございます。

一方で、社会構造の変化に伴い、地域の人の目による見守りを続けていくことが、徐々に難しくなっていくことも想定されます。

そこで、今回市といたしましては、これまでの見守り活動を、デジタルで補完する仕組みとして、新たにデジタル技術を活用した地域見守りサービスを開始するものでございます。

続いて、見守りサービスの概要についてです。今回活用するのは、株式会社otta様が提供する「otta 見守りサービス」になります。対象については焼津市内の小学生のうち希望する方全員になります。

そしてサービスの開始時期は8月下旬、つまり小学校の2学期の始まるころに合わせてサービスを始めたいと思っております。

株式会社otta様と焼津市は本年5月に、地方創生に関する包括連携協定を締結しました。これに基づいてより具体的なことをやるということで、今回このサービスの覚書を締結し、サービスを提供いただけることになっております。

このサービスは、全国的に40を超える自治体のエリアで活用されているサービスですが、静岡県下では初めての取組となります。

この取組のポイントは、大きく3つございます。

まず、見守りの端末です。遠いですが御覧になれるか。今私の手元にあるのですが、「お守り型」の端末になります。お守り袋に入った、非常に軽いものになります。水に濡れても大丈夫なように生活防水になっていて、しかも電池が5年から6年持つ、特に充電が必要ないというものになっています。これが1つ目。

2つ目が見守りスポットです。そして、3つ目が「見守り人（びと）アプリ」です。この3つを使いながら、地域の中で見守りのインフラと言いますか、仕組みを作っていく、そういった取組になります。

続いて、見守りサービスの仕組みについてです。このサービスは、児童が持つ「見守り端末」を、学校や通学路周辺などに設置する「見守りスポット」、そして「見守り人アプリ」が、Bluetoothで電波を検知する仕組みになっています。

補足ですが、これはGPSで子どもの居場所を常に追跡したり、監視したりするものではありません。児童が「見守りスポット」の近くを通ったとき、あるいは「見守り人アプリ」を入れたスマートフォンの近くを通ったときに、その検知情報が記録される仕組みになっています。学校や通学路周辺の店舗、あるいは公共施設、地域の方々のスマートフォンな

どが、見守りのスポットになるようなイメージです。地域の中に、子どもを見守るためのデジタルのインフラが整って行く、そんなイメージになります。

まず①として、株式会社 otta 様が焼津市、特に学校と連携しまして、希望する児童に無償で見守り端末を配布します。

②として、子どもたちはそれを身に付けて、いつも通り登下校していただく。そして、「見守りスポット」や「見守り人アプリ」を地域の中で増やして行く取り組みをすることで、児童とすれ違ったとき、あるいは近くを通ったときに、位置情報を検知する仕組みが整います。

位置情報が検知できるので、緊急時には焼津警察署様の搜索活動等でも活用できることを想定していますし、オプションにはなりますが、保護者自身に通知とか位置情報が活用できるものになっています。ただし、今回焼津市が進めるものは、基本的には、基本的には保護者向けの有料サービスを前提にしておりませんで、あくまで地域全体で子どもを見守る基盤を作る取組となります。

続きまして「見守りスポット」の設置についてです。「見守りスポット」については、6月下旬から8月と書いてございますが、7月以降、通学路を中心に、株式会社 otta 様の方で設置を進めていく予定になっています。設置場所としましては、学校のほか、公共施設、地域の店舗等を想定しております。また、すでに地域の自動販売機の中に機能が内蔵されているものもあると聞いております。

今後、通学路沿いの店舗や個人宅にも、「見守りスポット」の設置について御協力をお願いする場合がございます。その場合には、地域で子どもを見守る仕組みづくりの一環として、御理解と御協力をいただきたいと思いますと思っております。

続きまして「見守り人アプリ」の普及についてです。「見守り人アプリ」は、スマートフォンで利用できる無料アプリです。このアプリを起動した状態でスマートフォンを持ち歩いていただくことで、「見守り端末」を持つ児童とすれ違った際に、その検知情報が送信される仕組みになっています。

地域の方に入れていただく「見守り人アプリ」ですが、子どもたちの位置情報は一切見ることはできません。「見守り人アプリ」の利用者に表示されるのは、すれ違った子どもの人数だけです。「今日は何人の子どもたちとすれ違ったよ」とか、その数字しかカウントされない仕組みになっています。なので、子どもの名前であるとか、位置情報であるとかなどの個人情報が洩れるような仕組みにはなっておりません。

このアプリを活用して、地域の皆様には、日常生活の中で無理なく「子どもの見守り活動」に参加いただきたいと思いますと考えています。

ここでポイントになるのは、何か特別なことをお願いしたいということではなくて、普段の生活の中でスマートフォンを持っていたこと自体が、子どもの見守りにつながるという仕組みでやりたいというところになります。いわゆる「ながら見守り」をしていただきたいということになります。

これは、これまで地域の皆様が取り組んでいただいている「子どもの見守り活動」と、非常に親和性が高いと思っております。また、これまで時間がなくて見守り活動に参加できなかった方、通勤の途中や買い物、あるいはお仕事で移動する時などにも、このアプリを利用いただければ、地域の見守り活動に参加することができますので、ぜひご協力いただきたいと思います。

最後に焼津警察署様との連携についてです。本日も焼津警察署長様、生活安全課長様にも

ご出席いただいておりますけれども、焼津警察署様と株式会社 otta 様の間で、今後「見守りサービスの情報提供に関する覚書」を締結する予定であると伺っております。これにより、行方不明等、万が一のときに焼津警察署様で位置情報等の行動履歴等が見ることができるようになって、搜索活動等に活用ができるようになるというような仕組みも想定しております。

以上で、説明は終わりますが、繰り返しになりますが、このサービスはこれまで地域の皆様が行ってきた人の目による見守り活動を、デジタルで置き換えてしまう、そういったものではございません。地域の見守り活動を土台としながら、そこにデジタルの仕組みを加えることで、地域の見守り体制、これを拡充して行くことになります。

本日御参加いただいております皆様におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただきまして、地域あるいは各団体内での周知、あるいは「見守り人アプリ」の利用促進等に御協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

(イ) 情報教育の推進

○河合玄哉子ども支援課指導主事

(イ) の情報教育の推進、小・中学校における情報モラルの指導・啓発について、説明させていただきます。

教育委員会では、「情報モラルに関する指導」について、生徒指導の重点的な取組の一つと考え、市内のすべての小・中学校で実施しております。

また、平成27年度から焼津市いじめ防止対策事業として、専門家によるネットパトロールと情報モラル講座を実施しております。ネットパトロールにより、早期発見ができ、すばやい対応を図るとともに、情報モラル講座で正しいネット関係の知識を身につけることで未然防止を図って行きたいというふうに考えております。

ネットパトロールの昨年度の実績としましては、約850件の報告を受け、各校での指導に活用しました。本年度につきましても4月からネットパトロールを実施しております。

また、情報モラル講座におきましては、中学校区ごとに開催し、児童生徒が受講しました。資料10に昨年度の実施状況を掲載しております。本年度も実施を予定しており、現在中学校区ごと計画中です。

また、令和3年度より継続して取り組んでいる試みとして、保護者を対象とした情報モラル啓発動画を作成し、焼津 CITY チャンネルから視聴していただいたり、各校で面談の合間に保護者に見ていただいたりして、啓発を行っております。今まで10分を1本というふうに作っていましたが、それだとちょっと長いという意見もあったので、昨年度途中より5分程度の動画を2本作成するようにしています。昨年度の5本の動画視聴回数は1,881回でした。

今年度は6本の作成予定で、現在準備を進めています。

今後も教育委員会では「情報モラルに関する指導」につきまして、継続して取り組んでまいります。以上で説明を終了させていただきます。

○中野弘道会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。

御意見御質問等ございましたらお願い申し上げます。

【質疑】

○中島篤委員

デジタルを活用した地域見守りサービスというのは、非常時に非常に有効な方法だと思いますが、これをどのように普及して行くのか、ちょっと私聞き忘れたので教えていただきたい。

○中野弘道会長

はい課長、お願いします。

○早川隆之スマートシティ課長

御質問ありがとうございます。

見守りサービスの普及ということでございますけれども、基本的には希望する児童全員に学校を通じて端末を配布いたします。で、毎年1年生が入ってくるものですから、新1年生には、新たにこの端末を配布して行くという形になります。基本的には全員がこの無料のサービスを使えるものですから、それでセーフティーネットを築く、そして有料サービスを使いたい方に関しては有料サービスを使っていただく形になります。

一方で、それだけだとこのサービスも成り立たないものですから、地域の見守りスポットですね、これを設置してまいります。これについては今まさに調整中ですが、各校区15から20カ所のスポットを設置することになっています。繰り返しになりますが、地域の皆さんにご協力いただく形になりますが、そのスポットだけではなくて、見守り人アプリというものを、今後8月以降になると思いますが、広報等で周知をしながら、アプリの導入を皆さんにご協力いただく、そういった御案内をしたいと思っております。

以上でございます。

○中野弘道会長

中島委員どうぞ。

○中島篤委員

ありがとうございます。この見守り人アプリの普及が、非常に肝になるのかなと思ったものですから、より多くの皆さんにアプリを導入していただいて、多くの人たちに、いざというときに見守っていただけるというのが有効かなと思いますので、ぜひその辺も大いに広げていただければと思います。ありがとうございます。

○中野弘道会長

はい。貴重なご意見ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

はい、諸田委員。

○諸田洋之委員

私も同じく、デジタルを活用した地域見守りサービスについてご質問させていただきます。

県下初ということで、非常に期待ができるという内容だと思います。その中で、一つには拠点となるポイントがどれぐらいの範囲をカバーするものなのか。狭い範囲だとたくさん必要になりますし、ある程度広い範囲でしたらそんなにたくさん必要ないということですね。それをちょっと知りたいということ。

あと、保護者の立場になると、やっぱり位置情報をオプションでも知りたいっていう方も

いるのではないかなと思いますので、どのようなオプションが、いくらぐらいで提供されるか教えていただければと思います。

○中野弘道会長

事務局、お願いします。

○早川隆之スマートシティ課長

はい、御質問ありがとうございます。

2点ですね。まず、その基地局と言いますか、スポットのエリアと言いますか、カバーエリアについてですが、Bluetoothで通信するものですから、何百メートルとかそういうことではなく、数十メートルのエリアになるのですが、電波の指向性と言いますか、場所によっては、例えばコンクリート面があったら難しいところもあるものですから、その辺りはテストをしながらやることになると思います。よって、数十メートルの範囲で電波が拾えるような仕様になっているというところです。

2点目です。位置情報のオプションについてです。オプションについては、一番安いもので月額330円からで、一番高いもので1,000円程度になっております。一番安いものと、自分が任意で設定した3カ所の通過地点、スポットを子どもたちが通過するとその都度通知が来ます。そして、子どもたちが動いている位置情報は、スマートフォン上で確認ができるようになっています。一番高いものと、そのエリア内99カ所から、どこに行っても通知がきて、そして家に帰った時にもちゃんと通知が来るような設定がされていると聞いております。以上です。

○諸田洋之委員

ありがとうございます。

それと、アプリを入れている人が横を通り過ぎると、それでBluetoothが反応して、また色々と基地局じゃないところでもカバーできるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○中野弘道会長

はい、事務局。

○早川隆之スマートシティ課長

はい。ありがとうございます。おっしゃる通りです。

スポットというのが基本的には屋内でコンセントにつけて設置していただくものですが、そうではなくて、例えば先ほど報告いただいています見守り活動をやっている方々、その方々がスマートフォンを持っていて、一緒に子どもの見守り活動をやっているだけで、そこを通過したときに反応するので、結果的に動くスポットができる。そんなイメージで良いかと思います。

○中野弘道会長

はい、諸田委員

○諸田洋之委員

はい、ありがとうございます。

ぜひ多くの方にアプリを入れていただいて、普及を促進していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。先ほど私もアプリを入れさせていただきました。

○中野弘道会長

ありがとうございました。

はい、警察署長お願いします。

○鈴木俊範委員

今の続きですが、良いアプリだと思いますが、今私もここでアプリを入れました。で、常に位置情報の利用に許可を与えていないと、通過しても意味がないものですから、今後、市民の方に周知するときには、アプリを入れてください。常に許可を与えてくださいということで広報していただければというふうに思います。

あと、私ちょっと聞きたかったのは、焼津市内の人がどれだけアプリを入れているかというのは分かるかどうか、教えていただければと思います。

○中野弘道会長

はい。事務局。

○早川隆之スマートシティ課長

はい、ありがとうございます。

そこは確認させてください。申し訳ありません。

○中野弘道会長

すいません。他はいかがでしょうか。

よろしいですか。デジタルの時代になってきたのと、ひしひし感じられますが、他よろしいですか。ありがとうございます。

それでは決というか、賛成をお諮りしたいと思います。

協議事項令和8年度の青少年健全育成活動について、お認めいただける賛成の方は拍手をもってお願いします。

(各委員拍手)

○中野弘道会長

ありがとうございます。

拍手総員でございますので、今年度このような内容で、青少年関連事業を行ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

【その他】

○中野弘道会長

次に、その他でございます。焼津警察署の松本交通課長様より最近の交通事故などの状況について、御報告をいただきたいと思います。

最近の交通事故などの状況について

○松本一成焼津警察署交通課長

最近の交通事故などの状況について、御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大きく分けて「焼津市内の交通事故の情勢」、「少年を取り巻く交通事故情勢」、「交通事故防止のポイント」の3つのトピックスに分けてお話をさせていただきます。

特に1番と2番については、色々な数字、それからグラフのようなものを見ていただきますけれども、その数字自体に何か重要な意味があるわけではございません。それらを見ている中で、例えば「8月は事故が多いかな」と、であれば夏休みに入る前に「生徒指導をしっかり行わなければ」だとか、「登下校の事故が多いけれども、それ以上にそれ以外の普段遊んでいる時間の方が、事故が多いんだ」とか、そういったところを皆様のアイディアの一助となれば幸いでございます。それでは早速内容に入っていきます。

まずは、焼津市内の交通事故情勢について、説明をさせていただきます。

焼津市内の交通事故情勢ですけれども、まずは、もっと大きく静岡県内の情勢についても軽く触れさせていただきます。

こちら静岡県内の交通事故の数値となりますが、令和7年中と令和6年中をそれぞれ比較しております。御覧いただいている通り、令和7年は、人身事故件数、死者数、負傷者数の3項目全てが前年と比較して減少していることがわかります。

こちら焼津市内の交通事故の数値となります。令和7年中と令和6年中を比較しておりますけれども、静岡県内の傾向と異なるところは、負傷者数、人身事故件数はそれぞれマイナスなのですが。死者数が増加してしまっているというところでございます。

こちらは、焼津市内における過去10年間の人身事故件数の推移となります。平成29年以降緩やかに発生件数が減少していることがわかるかと思います。令和4年から5年かけて増加しますけれども、それ以降はまた減少傾向となります。減少傾向ではございますが、令和5年と令和7年はそれぞれ3名の方が亡くなられており、予断を許さない状況であることがわかります。

こちらは月別の人身事故件数の数値となっております。このグラフから、4月と8月に人身事故が多く発生していることがわかります。4月につきましては、小学校や高校進学、進級、そういったこともございますし、社会人についても生活が変わるということで、普段慣れていない道路、慣れていない行動をするということで事故が増えるのではないかと思います。8月については、特に夏休みにそれが影響している可能性がございます。普段とは違う行動範囲の中で活動されるお子様が増えますので、子どもについても事故の件数は増えているという現状でございます。年末にかけて人身事故件数は増加傾向であることもあるかと思います。

次に、少年を取り巻く交通事故情勢についてお話をさせていただきます。こちらは焼津市内の過去10年間の少年が関係する人身事故の発生件数となっております。こちら平成30年以降、減少傾向となっておりますけれども、令和5年と令和7年は再び件数が増加しているという状況でございます。

内訳を見てみますと、令和5年は高校生と中学生の事故が、令和7年は高校生の事故がそれぞれ多発していることがわかります。この表は令和7年中の少年が関係する人身事故のうち、負傷者の人数を発生時間帯別に表した表となります。

高校生では6時から8時、16時から18時、中学生では14時から16時、小学生では14時から18時が比較的事故が多発していることがわかります。園児に関しては、特筆すべき特徴はございません。全体を見て見ますと、6時から8時、14時から18時に少年の関係する事故が多発していることがわかります。

こちらは少年の負傷者数を通行目的別にした表となります。高校生では、下校時より登校時の事故が多い傾向でございます。またその他、これは買い物や友達と遊んでいるときなど、登下校以外の場合となりますが、こちらも登校時と同様に多いことがわかります。中学生も下校時よりも登校中の事故が多いですが、母数が少ないので、特筆すべき傾向と言えるかどうか少々微妙なところですが、高校生と比べると中学生以下では登下校時の事故が少ない傾向でございますが、これは通学方法の違いなどが影響しているものと考えられます。その他が11件で、登下校時よりもかなり多い数字となっております。小学生では中学生以上とは異なり、登校時の事故より下校時の事故が多いことがわかります。また、登下校以外が多発していることもわかります。幼児・園児に関しては全てがその他となります。

少年を取り巻く交通事故情勢、簡単ではございますが以上となりますけれども、登下校での見守り活動での参考としていただければと思います。

ここからは、交通事故を防ぐために重要なポイントについてお話をさせていただきます。

少年の交通事故防止対策を行う際は、年齢や発達特性に合わせた対策をとることが重要となります。少年は大人とは違う認知・行動パターンを持っているため、それを前提とした安全対策が効果的です。具体的には「視野が狭い」、「背が低い」、「注意が散りやすい」、「危険予測が苦手」、「ルールを完全には守れない」などの特性がございます。子どもを対象にした交通安全教室では、わかりやすい言葉で、実際に体験しながら教育を行うことが重要でございます。

こちらは、ドライバーが横断歩道でどれだけ止まるかという JAF が行った調査の結果でございます。2016年の全国平均が7.6%であったのに対し、2025年は56.7%まで数値が向上していますから、横断歩道に対するドライバーの意識が高くなっていることがわかります。この調査で、静岡県は2025年間で67.2%でした。全国平均を上回ってはおりますけれども、3人に1人は止まらないというのが実情でございます。

このような状況の中、静岡県では「しずおか安全横断三つの柱」を推進しております。

三つ柱の内容につきましては「横断する意思表示をしよう」、「安全確認をしてから横断しよう」、「横断中も安全確認をしよう」の3つでございます。

残念ながら、先ほどの JAF の調査結果にもあった通り、横断待ちをしても止まらないドライバーがいるというのが現状でございます。横断歩道上での交通事故を減らすためには、ドライバーに対し「横断歩道の手前では安全確認をしましょう」などと広報して行くことが重要となります。

一方で、歩行者側も信号機のない横断歩道を渡るときは、ドライバーに横断する意思を表示し、無理な横断をしないという心がけが大切です。

子どもたちの横断を補助していただく場合や安全教育を行う際にはぜひ、先ほどの「しずおか安全横断3つの柱」を子どもたち自身が履行できるように、「手を上げようね。車が来ていないか見てから渡ろうね」などとわかりやすく、具体的な言葉を使用することを意識していただけるとよろしいかと思います。そうすることで皆さんの補助がないところでも、子どもたちが自ら渡る意思を表示して、自ら安全確認してくれるようになるのではないかと思います。

なぜこれを取り上げたかという、私昨年までは牧之原警察署で生活安全課長をしていたのですけれども、そのときに横断の補助をしていただく見守り活動の方から御意見がございました。「いつも小学生が近づいてくると早めに車を旗で止めて、小学生が来るまでずっと待っています。小学生は何も安全確認しないで渡って行ってしまう。どうしたらいいですか」という質問がありました。もちろん、その見守り活動をしていただいている方も目の前では事故は起きないかもしれないのですが、そうではなくて、大人が見ていないところで子どもたちが、この3つのことを、それぞれ履行できるように、渡るときは何が基本なのかということを知りやすい言葉で教えていただくことが重要なのかなあと私は思っております。

ここでドライブレコーダーの映像を御視聴いただきます。時間の都合上、本日映像は一つのみとなっております。それでは再生いたします。

(映像視聴)

トラックなどの駐車車両の陰は特に危険な場所となります。その他にも見通しのきかない交差点、公園からの飛び出しなど、具体的な危険を示しながら教育を行うことが重要となります。

この映像を見ていただくと、こういったこともあるのかなと思うかもしれませんが、実際に焼津警察署の管内でも似たような事故が起きております。

先日もありました。道路の左側を歩いている子ども、小学生だったのですが、対向に保護者の方がいました。「帽子忘れているよ」と声をかけたら、何も確認をせず横断、そしてほとんど止まる、減速することなく車と衝突。

幸いそのお子さんは軽傷で済んだのですが、そういった予測判断できない。そういった特徴がございます。全く予想できないことを注意するというのは難しいところがあるかもしれませんが、例えば下校の前に一言声を掛ける、長期休みの前に声を掛ける、それだけでも影響はあると思いますので、どうぞ交通事故防止について、それぞれのお立場で適宜適切な声掛けをしていただけると幸いです。

最後に4月1日から改正道路交通法、自転車の交通反則通告制度、いわゆる青キップ制度が始まっておりますが、その対象となるのは16歳以上の自転車運転者、つまり高校生も対象となりますので、概要について簡単に説明をさせていただきます。

原則はこれまでと同じく現場での指導警告が基本となります。これは青切符の話ではありません。「今後気をつけてくださいね」ということで注意をすること、それが指導警告でございます。しかし、携帯電話使用など違反自体が悪質、危険な場合、それから違反行為により交通の危険を生じさせたり、事故の危険が高まっている場合、また警察官からの再三の警告を受けているにも関わらず違反を中止しない場合、これは警告ではなく青切符の交付対象となります。

飲酒運転などの重大な違反や、違反によって交通事故を発生させた場合は、これまで通り赤切符などの刑事手続きを取ることとなります。

先ほど申し上げた通り、青切符制度は16歳以上の自転車運転者に適用されますので、高校生をはじめとする自転車を利用する子どもたちへの自転車ルール指導もよろしくお願いいたします。

最後に「ヘルメットの着用について」でございます。

先日、警察庁から公表された全国調査の結果、これが出ております。静岡県は何%ぐらい

の人がヘルメットをかぶっていて、それが全国で何番目ぐらいなのだろうか、ちょっと考えていただきたいのですけども。真ん中ぐらいかなと思う方も多いかもかもしれませんが、結果はヘルメット着用率9.9%、1割未満です。これが全国42位ということで危機的状況です。

なので、静岡県内の状況が一般では普通ではありません。ヘルメットをつけるのは、今努力義務化されておりますし、実際に自転車事故による死者の損傷部位の6割以上が頭部への損傷となっております。あと、ヘルメットの着用をしていないと、致死率が約2倍という県警本部のデータもございます。頭部を保護し、また、児童生徒の大切な命を守るためにも、自転車を運転するときは必ずヘルメットを着用するようご指導をお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、私からのご報告の内容を終了といたします。御清聴ありがとうございました。

○中野弘道会長

ありがとうございました。

何か課長に質問があればお願いします

【質疑】

(意見等なし)

○中野弘道会長

よろしいでしょうか。

御丁寧な説明ありがとうございました。

以上で議事全てが終了いたしました。長時間の御協議、ありがとうございました。

【閉会】

以上のとおり、令和8年度第1回青少年問題協議会会議の議事経過及びその結果を明確にするために、この会議録を作成し、議長及び出席者2名が署名する。

令和8年 月 日

議 長 _____ (印)

会議録署名人 _____ (印)

会議録署名人 _____ (印)